

平成30年12月10日

甲府交通圏タクシー準特定協議会  
委員各位

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会  
会長 佐々木 邦明

第7回甲府交通圏タクシー準特定地域協議会の書面開催について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、公共交通としてのタクシー事業に係る取り組みにつきまして、深いご理解と多大なご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年の「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」改正時の附則及び衆参両院の附帯決議により、適正化・活性化の取組状況についてフォローアップを実施し、その内容について、協議会を開催し審議いただき、その結果を国会に報告することとされているところですが、事業内容の早期公表を必要とする観点から、協議会の設置要綱第5条16項により、書面協議とさせていただきたく存じます。

つきましては、別添のとおり資料を送付いたしますので、内容をご査収のうえ、別紙「意見書」により事務局宛てにご返送くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 書面協議開始日  
平成30年12月13日(木)
2. 報告事項  
活性化事業に係るフォローアップ調査について
3. 協議事項  
準特定地域における活性化事業の目標値設定について
4. 提出期限日  
平成30年12月20日(木)  
提出期限日をもって協議を終了とする。

## 5 . 送付資料

活性化事業に係るフォローアップ調査について・・・資料

準特定地域における活性化事業の目標値設定について・・・資料

(参考資料)

- ・ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（抜粋）
- ・ 甲府交通圏タクシー準特定地域設置要綱
- ・ 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会構成員名簿

### 提出先・方法

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会事務局

一般社団法人山梨県タクシー協会内

担当 志村・菊島

〒406 - 0034

笛吹市石和町唐柏1000 - 7

T E L 055 - 262 - 1212

F A X 055 - 262 - 1213

F A X にてご提出ください。

(別紙)

《提出先》

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会事務局

一般社団法人 山梨県タクシー協会

担当 志村・菊島 TEL 055-262-1212

FAX 055-262-1213

## 「意見書」

### 第7回甲府交通圏タクシー協議会書面会議について

協議事項

「準特定地域における活性化事業の目標値設定について」

**合意する** ・ **合意しない**

(どちらかに をして下さい)

合意しない場合は下記の欄に理由をご記載下さい。

平成 年 月 日

協議会委員

所属名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

## 活性化事業に係るフォローアップ調査について

# 活性化に関するフォローアップ調査について

事業者数	20	平成30年3月末現在	関東運輸局調べ (山梨県タクシー協会 会員)
車両数	361		
運転者数	501	平成30年4月末現在	

全ての計算は小数点以下を切り捨て処理とする。

## 妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア

年度	事業者数			運転者数		
	事業者数	対前年比	全体比率	受講者数	対前年比	全体対比
H26	3	-	15%	50	-	9%
H27	3	100%	15%	80	160%	15%
H28	3	100%	15%	110	137%	21%
<b>H29</b>	<b>3</b>	<b>100%</b>	<b>15%</b>	<b>125</b>	<b>113%</b>	<b>24%</b>
現目標値	3	-	15%	140	-	27%
達成率	100%			89%		

## UD研修受講者数及び受講運転者数シェア

年度	事業者数			運転者数		
	事業者数	対前年比	全体比率	受講者数	対前年比	全体対比
H26	0	-	0%	0	-	0%
H27	0	-	0%	0	-	0%
H28	0	-	0%	0	-	0%
<b>H29</b>	<b>5</b>	<b>-</b>	<b>25%</b>	<b>14</b>	<b>-</b>	<b>2%</b>
現目標値	設定無し			15	-	2%
達成率				93%		

## 観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア

年度	事業者数			運転者数		
	事業者数	対前年比	全体比率	受講者数	対前年比	全体対比
H26	9	-	45%	136	-	27%
H27	10	111%	50%	169	124%	33%
H28	10	100%	50%	202	119%	40%
<b>H29</b>	<b>11</b>	<b>110%</b>	<b>55%</b>	<b>204</b>	<b>100%</b>	<b>40%</b>
現目標値	11	-	55%	235	-	46%
達成率	100%			86%		

事業者数	20	平成30年3月末現在	関東運輸局調べ (山梨県タクシー協会 会員)
車両数	361		
運転者数	501	平成30年4月末現在	

全ての計算は小数点以下を切り捨て処理とする。

### 外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア

年度	事業者数			運転者数		
	事業者数	対前年比	全体比率	受講者数	対前年比	全体対比
H26	3	-	15%	41	-	8%
H27	3	100%	15%	41	100%	8%
H28	3	100%	15%	41	100%	8%
H29	3	100%	15%	39	95%	7%
現目標値	設定無し			41	-	8%
達成率				95%		

### アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

年度	事業者数			導入車両数数		
	事業者数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体対比
H26	4	-	20%	195	-	54%
H27	4	100%	20%	189	96%	52%
H28	4	100%	20%	189	100%	52%
H29	4	100%	20%	184	97%	50%
現目標値	4	-	20%	186	-	51%
達成率	100%			98%		

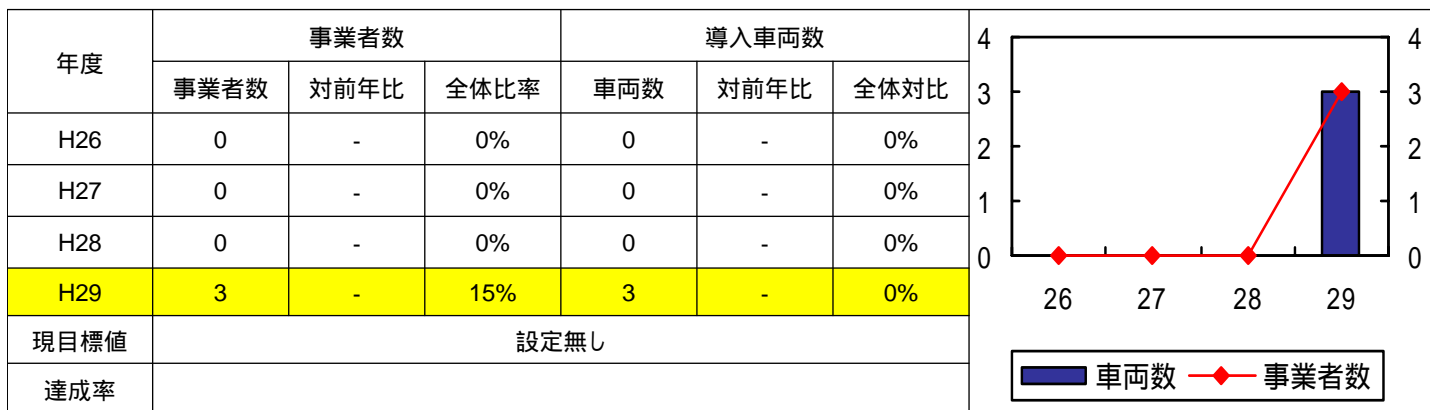
### UDタクシーの導入車両数及び導入事業者数シェア

年度	事業者数			導入車両数数		
	事業者数	対前年比	全体比率	車両数	対前年比	全体対比
H26	4	-	20%	4	-	1%
H27	4	100%	20%	4	100%	1%
H28	4	100%	20%	4	100%	1%
H29	3	100%	15%	3	75%	0%
現目標値	設定無し			4	-	1%
達成率				75%		

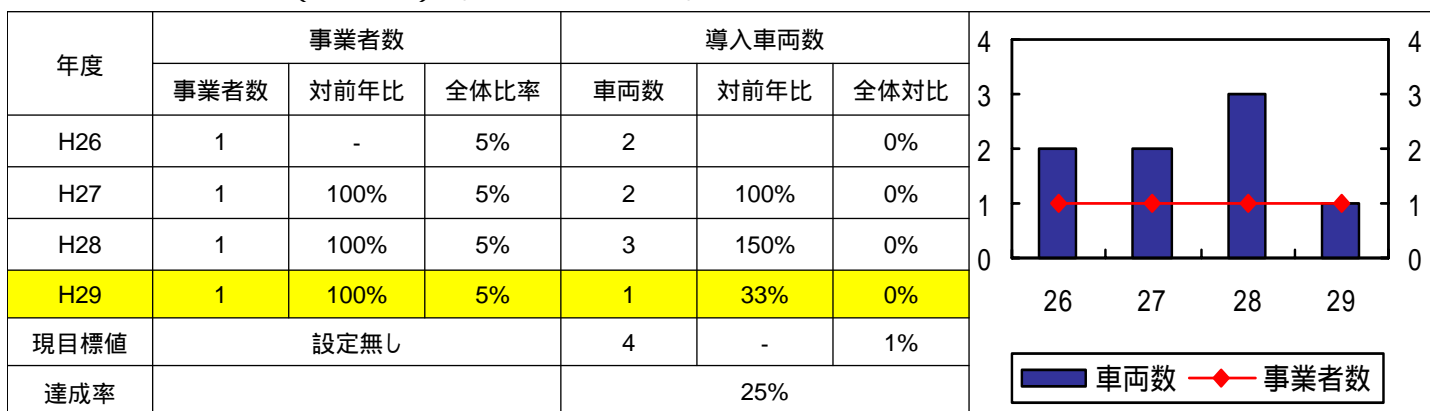
事業者数	20	平成30年3月末現在	関東運輸局調べ (山梨県タクシー協会 会員)
車両数	361		
運転者数	501	平成30年4月末現在	

全ての計算は小数点以下を切り捨て処理とする。

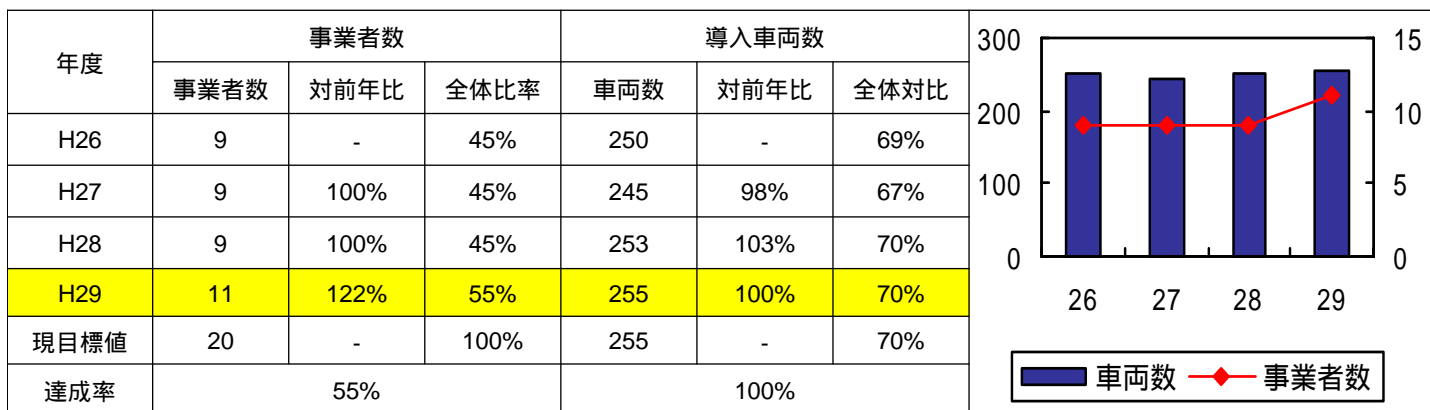
### 環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア



### 先進安全自動車 ( A S V ) 導入車両数及び導入車両数シェア



### クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア



(案)

国土交通大臣 へ

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会  
会長 佐々木 邦明

## 準特定地域における活性化事業の目標値設定について

平成28年12月27日付け「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に係るフォローアップについて」2(2)に基づき、活性化9項目における平成31年度の目標値について下記のとおり報告します。

## 記

妊婦・子供向けタクシー事業者数及び認定運転者数シェア

事業者数：3社 受講者数：155人

UD研修受講者数及び受講運転者数

受講者数：42人

観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア

事業者数：13社 受講者数：208人

外国語講習受講者数及び受講運転者シェア

受講者数：39人

アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア

事業者数：4社 対応車両数：184両

UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア

対応車両数：13両

環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア

購入コストが未だ高価であり、UD車両の導入に力を入れるため目標値は設定しない。

先進安全自動車(ASV)導入車両数及び導入車両数シェア

購入コストが未だ高価であり、目標値は設定しない。補助制度の導入状況、自動車販売価格の動向等を踏まえ、今後、協議会において検討していくこととする。

クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア

事業者数：15社 車両数：259両



## 準特定地域における活性化事業の目標値設定について【算出根拠資料】

営業区域名 甲府交通圏

事業者数	20	H30.3月末現在
車両数	361	
運転者	501	H30.4月末現在

項目		29年度	-	28年度	=	平均年間 上昇値	29年度	+	平均年間 上昇値	=	30年度 経過目標	+	平均年間 上昇値	=	31年度 目標値
妊婦・子ども向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア	取組事業者数	3	-	3	=	0	3	+	0	=	3	+	0	=	3
	受講者数 又は認定運転者数	125	-	110	=	15	125	+	15	=	140	+	15	=	155
UD研修受講者数及び受講運転者数シェア	受講者数	14	-	0	=	14	14	+	14	=	28	+	14	=	42
観光タクシー取組事業者数・認定運転者数シェア	取組事業者数	11	-	10	=	1	11	+	1	=	12	+	1	=	13
	受講者数 又は認定運転者数	204	-	202	=	2	204	+	2	=	206	+	2	=	208
外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア	受講者数	39	-	41	=	0	39	+	0	=	39	+	0	=	39
アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア	取組事業者数	4	-	4	=	0	4	+	0	=	4	+	0	=	4
	対応車両数	184	-	189	=	0	184	+	0	=	184	+	0	=	184
UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア	導入車両数	3	-	4	=	5	3	+	5	=	8	+	5	=	13
クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア	取組事業者数	11	-	9	=	2	11	+	2	=	13	+	2	=	15
	導入車両数	255	-	253	=	2	255	+	2	=	257	+	2	=	259

平成29年度と平成28年度の値から平均年間上昇値を算出。

平均年間上昇値（29年度 - 28年度）がマイナスの場合は0とする。

今年度は残り数ヶ月しかないことから来年度（31年度）の目標を設定する。

「UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア」については今年度5台の導入が見込まれることから平均年間上昇値を「5」とする。

# 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の 適正化及び活性化に関する特別措置法（抜粋）

## 第一章 総 則

### （目 的）

第一条 この法律は、一般乗用旅客自動車運送事業が地域公共交通として重要な役割を担っており、地域の状況に応じて、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることが重要であることに鑑み、国土交通大臣による特定地域及び準特定地域の指定並びに基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による特定地域計画の作成並びにこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による供給輸送力の削減及び活性化措置の実施、準特定地域において組織される協議会による準特定地域計画の作成及びこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による活性化事業等の実施並びに特定地域及び準特定地域における道路運送法（昭和26年法律第183号）の特例について定めることにより、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進し、もって地域における交通の健全な発達に寄与することを目的とする。

## 第四章 協議会

- 第八条 特定地域及び準特定地域において、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する特定地域計画の作成及び当該特定地域計画の実施に係る連絡調整並びに第九条第一項に規定する準特定地域計画の作成及び当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
    - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
    - 二 学識経験を有する者
    - 三 その他協議会が必要と認める者
  - 3 協議会は、第一項に規定する者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、前項の規定に基づき構成員として加えた者が任意に脱退することができるものでなければならない。
  - 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 特定地域計画等

### 第一節 特定地域計画

#### （特定地域計画の認可）

第八条の二 特定地域において組織された協議会は、当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進しようとするときは、当該適正化及び活性化を推進するための計画（以下「特定地域計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。こ

れを変更しようとするときも、同様とする。

## 第六章 準特定地域計画等

(準特定地域計画)

第九条 準特定地域において組織された協議会は、基本方針に基づき、当該準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の活性化を推進するための計画(以下「準特定地域計画」という。)を作成することができる。

- 2 準特定地域計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の活性化の推進に関する基本的な方針
  - 二 地域計画の目標
  - 三 前号の目標を達成するために行う活性化事業その他の事業及びその実施主体に関する事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、実施に関し当協議会が必要と認める事項

# 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱

制 定 平成21年10月28日

## (目的)

第1条 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、甲府交通圏(以下「準特定地域」という。)の関係者の自主的な取組みを中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送(以下「タクシー」という。)が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において、「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。  
3 この要綱において、「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において、「労働組合」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において、「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## (実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認められる事項

## (協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする。

(注)(1)～(4)は法第8条第1項に規定する構成員、(5)～(7)は、同条第2項に規定する構成員。

- ( 1 ) 関係地方公共団体の長
  - 山梨県知事又はその指名する者
  - 甲府市長又はその指名する者
  - 甲斐市長又はその指名する者
  - 中央市長又はその指名する者
  - 昭和町長又はその指名する者
- ( 2 ) タクシー事業者等
  - 一般社団法人山梨県タクシー協会 会長
  - 山梨県タクシー協会甲府支部 正副支部長
- ( 3 ) 労働組合
  - 全国自動車交通労働組合総連合会山梨地方連合会を代表する者
  - 全国自動車交通労働組合連合会山梨地方連合会を代表する者
- ( 4 ) 地域住民の代表
  - 甲府市自治会連合会 会長
  - 甲斐市自治会連合会 会長
  - 甲府市消費者協会 会長
- ( 5 ) その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
  - 東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長又はその指名する者
- ( 6 ) 学識経験者
- ( 7 ) その他協議会が必要と認める者
  - 山梨労働局長又はその指名する者
  - 山梨県警察本部長又はその指名する者

- 2 協議会は、前項の( 1 ) ~ ( 4 ) の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項( 5 ) ~ ( 7 ) の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は会長に申し出をするものとする。  
ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

#### ( 協議会の運営 )

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成31年9月30日までとする。
- 4 会長に事故ある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には、事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 7 事務局長は協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成31年9月30日までとする。

9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として、会長が割り振るものとする。

10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 役員の選出を議決する場合 前条に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合は、それぞれ種別ごとに1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

(2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

関係地方自治体の長が全て合意していること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

(2) 及び から までに掲げる要件を満たしていること。

準特定地域計画に合意したタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)~(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件全て満たすことをもって行う。

会長が合意すること。

合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

及び 以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 協議会は、準特定地域計画作成後も定期的を開催することとする。

12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものと

し、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

- 1 3 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会の開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 1 4 協議会は原則として公開とする。
- 1 5 協議会は協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。
- 1 6 会長は、次に掲げる事項に加え軽微な事項について、やむを得ない事由により協議会の開催が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の協議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

- (1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。
- (2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成23年7月5日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年12月17日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年1月22日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年2月25日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月23日一部改正、同日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年7月12日一部改正、同日から施行する。

甲府交通圏タクシー準特定協議会 構成員名簿

平成30年12月10日

区 分	構成員氏名	団体名等	備 考
地方公共団体	若尾 哲夫	山梨県リニア交通局交通政策課長	
	丸山 利彦	甲府市企画部リニア交通室交通政策課長	
	山田 洋	甲斐市企画政策部企画財政課長	
	五味 将元	中央市リニア交通政策課長	
	渥美 幸久	昭和町総務課長	
タクシー事業者等	雨宮 正英	一般社団法人山梨県タクシー協会長	事務局長
	廣瀬 建志	国母観光自動車株式会社 代表取締役	
	精松 徳紀	甲州第一交通株式会社 代表取締役	
	奥川 和成	山梨交通株式会社 執行役員	
	萩原 幸久	有限会社豊富タクシー 代表取締役	
労働組合	中村 寛	全国自動車交通労働組合総連合会 山梨地方連合会執行委員長	
	赤池 聡	全国自動車交通労働組合連合会 山梨地方連合会執行委員長	
地域住民	佐藤 一男	甲府市自治会連合会長	
	小林 一彦	甲斐市自治会連合会長	
	代永 まつ子	甲府市消費者協会長	
タクシー事業適正化 及び活性化に資する 他の事業を営む者	大久保 雅史	東日本旅客鉄道株式会社八王子支社 甲府駅長	
学識経験者	佐々木 邦明	早稲田大学 教授	会 長
その他関係者	風間 勝	山梨労働局労働基準部監督課長	
	川口 守弘	山梨県警察本部交通部交通規制課長	